

急がば回れ 環状交差点

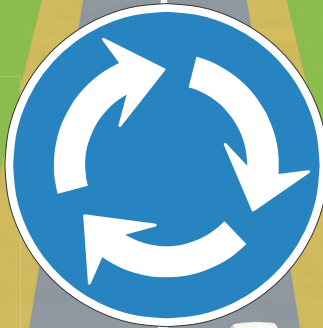
Start!

信号が無くても、ゆっくり右回り

右回り通行



環道優先



歩行者に注意

出るときに合図

環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定が整備され、平成26年9月1日に施行されます。



環状交差点の交通方法が定められ 平成26年9月1日に施行されます。



〔新設される道路標識〕

環状交差点とは？

車両の通行する部分が環状の交差点であって、道路標識により車両がその部分を右回り(時計回り)に通行することが指定されているものをいいます。この環状交差点においては、交差点における待ち時間の減少、交通事故の減少等が期待されます。

環状交差点を通行する時は？

あらかじめできる限り道路の左端に寄り、徐行して進入してください。環状交差点内は、右回り(時計回り)に通行し、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。



直進

車両の優先関係は？

環状交差点においては、環状交差点内を通行している車両等が優先ですので、交差点内を通行する車両等の進行を妨げてはいけません。



左折

歩行者に注意を！



環状交差点に入ろうとするときや、環状交差点内を通行するときは、その環状交差点または直近で道路を横断する歩行者などに特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

右折

環状交差点を出る時は？



出ようとする地点の直前の出口の側方を通過したとき(環状交差点に入った直後の出口を出る場合には、その環状交差点に入ったとき)に、左側の方向指示器を操作し、交差点を出るまで合図を継続しなければなりません。

転回

道路交通法（昭和35年法律第105号）（抄）

（公安委員会の交通規制）

第四条（略）

2（略）

3 公安委員会は、環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下同じ。）以外の交通の頻繁な交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するように努めなければならない。

4・5（略）

（環状交差点における左折等）

第三十五条の二 車両は、環状交差点において左折し、又は右折するときは、第三十四条第一項から第五項までの規定にかかわらず、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿つて（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。

2 車両は、環状交差点において直進し、又は転回するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿つて（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。

（環状交差点における他の車両等との関係等）

第三十七条の二 車両等は、環状交差点においては、第三十六条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、当該環状交差点内を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

2 車両等は、環状交差点に入ろうとするときは、第三十六条第三項の規定にかかわらず、徐行しなければならない。

3 車両等は、環状交差点に入ろうとし、及び環状交差点内を通行するときは、第三十六条第四項の規定にかかわらず、当該環状交差点の状況に応じ、当該環状交差点に入ろうとする車両等、当該環状交差点内を通行する車両等及び当該環状交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

（合図）

第五十三条 車両（自転車以外の軽車両を除く。次項及び第四項において同じ。）の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

2 車両の運転者は、環状交差点においては、前項の規定にかかわらず、当該環状交差点を出るとき、又は当該環状交差点において徐行し、停止し、若しくは後退するときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

3 前二項の合図を行う時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。

4 車両の運転者は、第一項又は第二項に規定する行為を終わつたときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、これらの規定に規定する合図に係る行為をしないのかかわらず、当該合図をしてはならない。

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）（抄）

（合図の時期及び方法）

第21条（略）

2 法第五十三条第二項に規定する合図を行う時期及び合図の方法は、次の表に掲げるとおりとする。

合図を行う 場合	合図を行う 時期	合図の方法
環状交差点を 出るとき。	その行為をしよう とする地点の直前 の出口の側方を通 過したとき（環状 交差点に入った直 後の出口を出る場 合にあつては、当 該環状交差点に入 つたとき）。	左腕を車体の左側の外に出して水平に伸ばし、 若しくは右腕を車体の右側の外に出して肘を垂 直に上に曲げること、又は左側の方向指示器を 操作すること。
環状交差点に おいて徐行し、 又は停止する とき。	その行為をしよう とするとき。	腕を車体の外に出して斜め下に伸ばすこと、又は車両の保安基準に関する規定若しくはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる制動灯をつけること。
環状交差点に おいて後退す るとき。	その行為をしよう とするとき。	腕を車体の外に出して斜め下に伸ばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かすこと、又は車両の保安基準に関する規定に定める後退灯を備える自動車にあつてはその後退灯を、トロリーバスにあつてはトロリーバスの保安基準に関する規定により設けられる後退灯を、それぞれつけること。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令第3号）

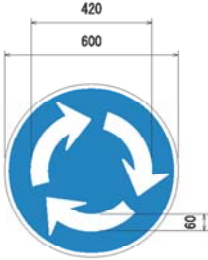
別表第一（第二条関係）

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
(略)	(略)	(略)	(略)
環状の交差点における右回り通行	(327の10)	交通法第四条第三項の道路標識により、車両の通行の用に供する部分が環状の交差点（以下この項において「環状の交差点」という。）において、車両が右回りに通行すべきことを指定すること。	車両が右回りに通行すべきことを指定する環状の交差点の手前の必要な地点における左側の路端
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第3条関係）

規制標識

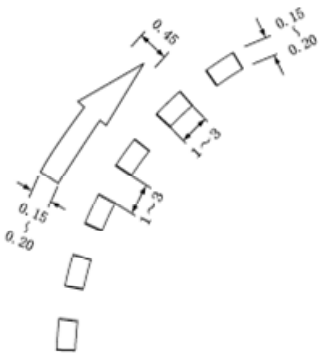
(略)
環状の交差点における右回り通行（327の10）

(略)

別表第五（第九条関係）

種類	番号	表示する意味	設置場所
(略)	(略)	(略)	(略)
環状交差点における左折等の方法	(111の2)	<u>交通法第三十五条の二第一項又は第二項の道路標示により、車両が環状交差点において左折若しくは右折し、又は直進若しくは転回するときに通行すべき部分を指定すること</u>	<u>車両が環状交差点において左折若しくは右折し、又は直進若しくは転回するときに通行すべき部分を指定する環状交差点又はその直近の必要な地点</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第六（第十条関係）

規制標示

(略)	
環状交差点における左折等の方法（1 1 1の2）	
記号	色彩
<p style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">左折又は右折をするときに矢印の示す方向により磁線に沿った部分を通行しなければならぬことを示す。</p> 	白
(略)	